特定非営利活動法人ダイナサポート定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ダイナサポートという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県ふじみ野市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、子供・若者及びその家族に対し、生活支援、相談支援、就労支援等を行い、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するとともに社会参加と自立に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 発達障害支援に関する相談事業

② 保護者向けセミナー開催事業

③ コミュニティイベント事業

④ 情報発信及び啓発事業

⑤ 就労訓練事業

第２章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　3人

(2) 監事　1人

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

３　理事及び監事は、総会において選任する。

４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

５　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１４条　代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

２　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

３　役員は、再任されることができる。

４　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１７条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（役員の報酬）

第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第４章　総会

（総会の種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 会員の除名

(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号又は第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代

理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
4　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
(4) 議長の選任に関する事項
(5) 審議事項
(6) 議事の経過の概要及び議決の結果
(7) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名又は記名押印しなければならない。
3　前２項の規定にかかわらず、第２７条第３項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

第６章　資産及び会計等

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 資産から生じる収益
(6) その他の収益

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3　前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
4　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４５条　この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４６条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第４７条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4　解散のときに存する残余財産の帰属については、法第１１条第３項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）
第４８条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　雑則

（公告の方法）

第４９条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第５０条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	齋藤　裕希
副代表理事	中野　博
理事	甲斐田　豊二
監事	板橋　光一

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和９年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①　入会金	5,000円
②　年会費	0円

(2) 賛助会員

①　入会金	0円
②　年会費	5,000円

役　員　名　簿

特定非営利活動法人ダイナサポート

役　名	氏（フリガナ）　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事	齋藤（サイトウ）　裕希（ユウキ）		無
理事	中野（ナカノ）　博（ヒロシ）		無
理事	甲斐田（カイダ）　豊二（トヨジ）		無
監事	板橋（イタバシ）　光一（コウイチ）		無

設 立 趣 旨 書

1　趣　旨

設立代表者は、ひとり親家庭として自閉症の息子を養育する中で、日々の生活における負担の大きさや、将来に対する不安、支援制度や情報へのアクセスの難しさなど、さまざまな課題に直面してきました。

特に、障害のある子供を育てる家庭においては、保護者への負担が集中しやすく、同じ立場の家庭同士がつながる機会も限られていることから、孤立しやすい環境にあると感じています。

また、成長後の就労や社会参加の機会についても十分に整備されているとは言えず、本人のみならず家族にとっても大きな不安要因となっています。

このような経験を通じて、同じような課題を抱える子供やその家族が孤立することなく、安心して集い、支えあいながら生活できる環境を整える必要性を強く認識しました。

当法人は、交流の場の提供、相談支援、イベントの開催、情報発信等の活動を通じて、障害のある子供とその家族を支援するとともに、将来的には就労支援や社会参加の機会創出にも取り組むとこを目的とします。

これらの活動は、地域福祉の向上に寄与する公益性の高いものであり、継続的かつ組織的に実施していくため、特定非営利活動法人を設立するものです。

2　申請に至るまでの経過

設立代表者は、ひとり親家庭として自閉症の子どもを養育する中で、将来に対する不安や支援の不足、孤立しやすい環境などの課題を実感してきました。

これらの課題を解決するため、同じ立場の家庭が安心して集い、支え合える場の必要性を感じ、法人設立について検討を始めました。

その後、活動内容の検討、賛同者の募集、定款および事業計画書、活動予算書の作成等の準備を進めてきました。

また、設立に必要な要件を満たすための体制を整え、令和８年10月2日に設立総会を開催しました。

以上の経過を経て、特定非営利活動法人の設立認証を申請するに至りました。

令和8年10月2日

特定非営利活動法人ダイナサポート
設立代表者

氏　名　　齋藤　裕希

令和8年度　事業計画書

特定非営利活動法人ダイナサポート

1　事業実施の方針

本法人は、発達障害や特性を持つ当事者及びその家族が安心して生活できる社会の実現を目的とし、地域に根ざした支援活動を行う。

特に、ひとり親家庭や支援を必要とする家庭に対し、孤立を防ぐための交流の場の提供や情報発信を積極的に行う。

設立初年度においては、地域との連携を深め、継続的な支援体制の基盤づくりに重点をおく。

また、将来的な就労支援事業の実施を見据え、ニーズの把握やネットワーク構築を進めるものとする。

2　事業の実施に関する事項（成立の日 ～　令和9年　3月　31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数		支出見込み額(千円)
①発達障害支援に関する相談事業	発達障害者及びその家族に対し、生活、就労、教育、その他の課題に関する相談、必要な支援を行う	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	2～3名	当事者及びその家族	約10名	10

②保護者向けセミナー開催事業	発達障害児、発達障害者の保護者及び家族等を対象に、発達障害への理解、子育て、教育、就労、福祉制度等に関するセミナーや勉強会を開催	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	2～3名	当事者及びその家族	約10名	10
③コミュニティイベント事業	発達障害児、発達障害者及び家族等が安心して交流できる場を設け、地域とのつながりや、相互理解を深めるための交流会、体験イベント、レクリエーション等の開催	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	2～3名	当事者及びその家族	約10名	10
④情報発信及び啓発事業	SNS活動	通年	なし	1名	なし	なし	0
⑤就労訓練事業	自閉症や発達障害のある方を対象に、仕事に必要な知識や技能を身につけるための訓練や体験活動を行い、就労や社会参加を支援する	なし	なし	なし	なし	なし	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)

令和9年度　事業計画書

特定非営利活動法人ダイナサポート

1　事業実施の方針

本法人は、発達障害や特性を持つ当事者及びその家族が安心して生活できる社会の実現を目的とし、地域に根ざした支援活動を行う。

特に、ひとり親家庭や支援を必要とする家庭に対し、孤立を防ぐための交流の場の提供や情報発信を積極的に行う。

2年度目は、さらに地域との連携を深め、継続的な支援体制の基盤づくりに重点をおく。

また、引き続き将来的な就労支援事業の実施を見据え、ニーズの把握やネットワーク構築を進めるものとする。

2　事業の実施に関する事項（令和9年４月１日 ～ 令和10年３月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数		支出見込み額(千円)
①発達障害支援に関する相談事業	発達障害者及びその家族に対し、生活、就労、教育、その他の課題に関する相談、必要な支援を行う	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	２～３名	当事者及びその家族	約10名	10

②保護者向けセミナー開催事業	発達障害児、発達障害者の保護者及び家族等を対象に、発達障害への理解、子育て、教育、就労、福祉制度等に関するセミナーや勉強会を開催	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	2～3名	当事者及びその家族	約10名	10
③コミュニティイベント事業	発達障害児、発達障害者及び家族等が安心して交流できる場を設け、地域とのつながりや、相互理解を深めるための交流会、体験イベント、レクリエーション等の開催	通年	埼玉県内（公民館、レンタルスペース等）	2～3名	当事者及びその家族	約10名	10
④情報発信及び啓発事業	SNS活動	通年	なし	1名	なし	なし	0
⑤就労訓練事業	自閉症や発達障害のある方を対象に、仕事に必要な知識や技能を身につけるための訓練や体験活動を行い、就労や社会参加を支援する	なし	なし	なし	なし	なし	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
	なし				

令和８年度　活動予算書

成立の日から　令和９年３月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)
特定非営利活動法人ダイナサポート

(単位：円)

科　目	金　額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費	50,000		
2　受取寄附金	100,000		
3　受取助成金等			
4　事業収益			
5　その他の収益			
経常収益計（A）		150,000	
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1) 人件費			
(2) その他の経費	30,000		
事業費計		30,000	
2　管理費			
(1) 人件費			
(2) その他の経費			
管理費計		0	
経常費用計（B）		30,000	
当期経常増減額（A－B）			120,000
Ⅲ　経常外収益			
経常外収益計（C）			
Ⅳ　経常外費用			
経常外費用計（D）			
①当期正味財産増減額（A-B+C-D）			120,000
②設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額（①+②）			120,000

令和９年度　活動予算書

令和９年４月１日から　　令和10年３月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)
特定非営利活動法人ダイナサポート

(単位：円)

科　目	金　額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費	50,000		
2　受取寄附金			
3　受取助成金等			
4　事業収益	100,000		
5　その他の収益			
経常収益計（A）		150,000	
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1) 人件費			
(2) その他の経費	30,000		
事業費計		30,000	
2　管理費			
(1) 人件費			
(2) その他の経費			
管理費計		0	
経常費用計（B）		30,000	
当期経常増減額（A－B）			120,000
Ⅲ　経常外収益			
経常外収益計（C）			
Ⅳ　経常外費用			
経常外費用計（D）			
①当期正味財産増減額（A-B+C-D）			120,000
②前期時正味財産額			120,000
次期繰越正味財産額（①+②）			240,000